**平成２７年（フ）第２３号**
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字明土７番地６
破産者　川村　京子
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２７年（フ）第２７号**
青森県十和田市西十三番町26番11号　寺向団地２－１号
破産者　吉田　英憲
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２６年（フ）第３１号**
秋田県北秋田市綴子字田町82番地３
破産者　篠原　康夫
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

**平成２５年（フ）第１２号**
山形県最上郡最上町大字志茂1472番地の２
破産者　齊藤冨士巳
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

**平成２６年（フ）第１９７２号**
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根2565番地４　ミキハウス102
破産者　辻　　岳人
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第７０１号**
神奈川県綾瀬市深谷中６丁目４番13号　グリーンヒルズＲ102
破産者　吉房　弘美
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３０６号**
金沢市松村２丁目200番地２、従前の住所金沢市金石本町ニ44番地１
破産者　麻井与喜男こと　麻井與喜男
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２７年（フ）第９１号**
金沢市長町１丁目４番35号
破産者　南　　進
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２７年（フ）第１５４号**
金沢市元菊町25番24号　スクエア元菊Ｓｔａ．101号、従前の住所金沢市有松２丁目５番13号
破産者　麻布ＷＥＳＴこと　佐治磨利子
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２７年（フ）第１６７号**
金沢市新保本１丁目335番地　浅香ハイホーム316
破産者　タカムラ電機こと　髙村　哲朗
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２７年（フ）第５８号**
静岡県富士市富士見台５丁目２番地の11ガーデンヒルズ富士見台Ｄ－202号、前住所静岡県富士市今泉2840番地の39
破産者　江口　　博
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２７年（フ）第２２号**
静岡県浜松市南区倉松町3954番地の２、前住所東京都世田谷区尾山台２丁目29番20－302号
破産者　相良　峰雄
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第９１号**
京都府木津川市山城町上狛中井戸10番地５
破産者　池畠電気こと　池畠　道彦
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第２９号**
兵庫県加東市下滝野１丁目22　サンセールⅡ202号室、住民票上の住所兵庫県加東市下滝野２丁目７番地　有限会社六岡建設寮
破産者　ネットサポートこと　中島　寛宜
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

**平成２６年（フ）第１７号**
和歌山県東牟婁郡太地町大字森浦682番地
破産者　筒井　　吏
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２６年（フ）第２５号**
和歌山県新宮市新宮451番地の15　旧矢倉町平家２号室（右）、開始決定時の住所和歌山県新宮市新宮7679番地
破産者　加**苅**　想二
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２７年（フ）第５２号**
愛媛県松山市北斎院町32番地35
破産者　関谷　健三
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２８１号**
高知県南国市大埇甲1650番地の３
破産者　高島　竜一
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係